2　育児休業等の取得状況

一般職の国家公務員を対象とした平成23年度における育児休業等の取得状況についての調査結果は、次のとおりである。

⑴　育児休業

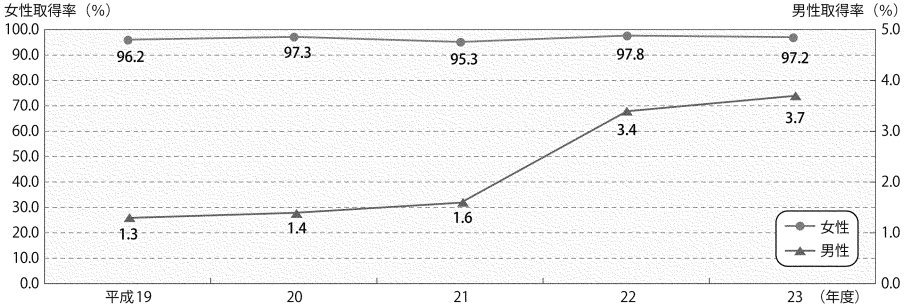
ア　新規取得者数及び取得率

平成23年度に育児休業を新規に取得した常勤職員（以下「新規取得者」という。）は4,002人（男性282人、女性3,720人）で、前年度に比べ、408人（男性18人、女性390人）増加している。

また、平成23年度の育児休業の取得率は、図５－３のとおりで、女性については97.2%であり、９割を超える高い取得率が続いている。男性については、前年度に比べ0.3ポイント増加したものの、その取得率は3.7%と依然低い水準にある。

また、平成23年度に育児休業を新規に取得した非常勤職員は240人（男性２人、女性238人）となっている。

図５－３　育児休業取得率（常勤職員）

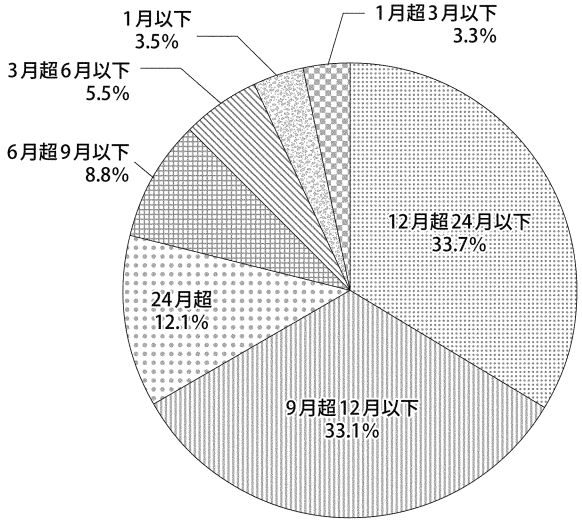


（注）１　「取得率」は、平成23年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
２　平成23年度中に新たに育児休業が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた男性職員を、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した女性職員（平成23年２月３日から平成24年２月３日までに出産した女性職員）をいう。

イ　新規取得者の育児休業期間

新規取得者の育児休業期間の状況は図５－４のとおりで、育児休業期間の平均は13.8月（前年度13.5月）となっている。

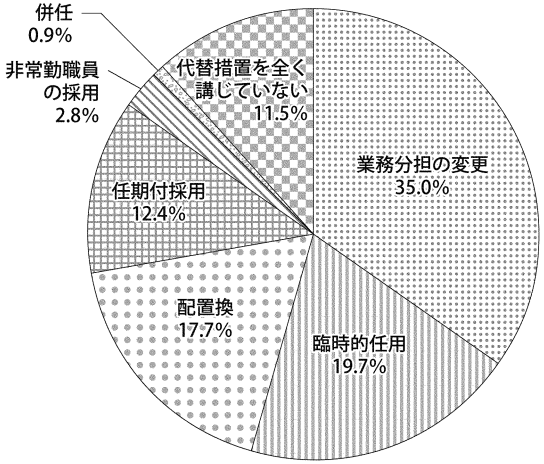
図５－４　育児休業期間の状況（常勤職員）



ウ　新規取得者の代替措置

新規取得者の代替措置の状況は図５－５のとおりで、育児休業を取得した職員の88.5%について、その職員の業務を処理するために代替措置が講じられている。

図５－５　代替措置の状況（常勤職員）



エ　職務復帰等の状況

平成23年度に育児休業を終えた者（常勤職員）のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて3.8%となっており、育児休業を終えた者の96.2%（前年度96.6%）が職務に復帰している。

⑵　育児短時間勤務

平成23年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は図５－６のとおりで、317人（男性10人、女性307人）となっており、前年度に比べ、30人（男性２人、女性28人）増加している。

そのうち、短時間勤務の開始時に子が３歳未満の職員は274人（男性６人、女性268人）となっている。

図５－６　育児短時間勤務の取得状況（常勤職員）

